

関東学院大学自己点検・評価委員会規程

(平成4年5月23日制定)

(設置)

第1条 関東学院大学(以下「本学」という。)の教育研究等に関する自己点検・評価を継続的及び体系的に実施することにより、大学の質の向上を図り、もって社会的使命達成に資するため、関東学院大学学則第2条第4項及び関東学院大学大学院学則第2条第4項の規定に基づき、全学的な内部質保証の推進に係る責任を負う組織として、関東学院大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学長補佐の中から学長が指名した者
 - (4) 学部長
 - (5) 大学院研究科委員長
 - (6) 図書館長
 - (7) 教務部長
 - (8) 学生生活部長
 - (9) 大学宗教主任
 - (10) アドミッションズセンター長
 - (11) 総合研究推進機構担当部長
 - (12) 就職支援センター長
 - (13) 高等教育研究・開発センター長
 - (14) 社会連携センター長
 - (15) 国際センター長
 - (16) カウンセリングセンター長
 - (17) スポーツセンター長
 - (18) 教職支援センター長
 - (19) 事務局長
 - (20) 職制第70条の2に定める部長
 - (21) 事務局次長の中から学長が指名した者
 - (22) 大学経営課長
 - (23) 前各号に定める者のほか、学長が指名した者
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、学長とする。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 全学的な内部質保証活動に関する基本方針、推進体制及び手続に関する事項
 - (2) 教育、研究、社会貢献及び大学運営等の質保証活動に関する事項
 - (3) 自己点検・評価に係る基本計画の策定に関する事項
 - (4) 前号の基本計画に基づく自己点検・評価項目の設定及び実施方法に関する事項
 - (5) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
 - (6) 認証評価機関による第三者評価への対応に関する事項
 - (7) 各学部・学科、大学院研究科及び館部センター、事務局等(以下「部局等」という。)における自己点検・評価結果の総括並びに教育、研究、社会貢献及び大学運営等の活動の改善又は向上の指示及び提言に関する事項
 - (8) 内部質保証活動の継続的な改善に関する事項
 - (9) 事業計画に関する検討及び進捗状況の管理に関する事項
 - (10) 内部質保証活動の結果(自己点検・評価報告書を含む。)の公表に関する事項
 - (11) その他、内部質保証推進について必要な事項
- 2 委員長は、自己点検・評価結果及び第三者評価への対応を大学評議会に報告するものとする。
- 3 委員長は、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性を担保するため、第8条第1項に規定する大学評価委員会に意見を求め、その結果を公表するものとする。

(自己点検・評価推進部会)

第4条 委員会に、自己点検・評価推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の部会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長の中から学長が指名した者
- (2) 学長補佐の中から学長が指名した者
- (3) 職制第70条の2に定める部長の中から学長が指名した者
- (4) 大学経営課長
- (5) 前各号に定める者のほか、学長が指名した者

3 部会に部会長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

4 部会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 自己点検・評価の基本計画及び自己点検・評価項目に関する事項
- (2) 部局等による自己点検・評価活動に対する助言及び支援に関する事項
- (3) 部局等による自己点検・評価結果の集約及び検証に関する事項
- (4) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- (5) 第2条第1項に定める委員会の審議のために必要な原案に関する事項
- (6) その他自己点検・評価について必要な事項
(ワーキング・グループ)

第5条 委員長は、委員会の下に必要なワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループの構成員は、委員会で協議し、学長が任命する。

3 ワーキング・グループに座長を置き、座長はワーキング・グループを統括する。

(運営)

第6条 委員会の運営は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(2) 委員会は、構成員の過半数をもって成立し、議事は、出席構成員の過半数をもって議決する。

(部局等における内部質保証)

第7条 部局等は、本学の内部質保証方針に基づき、教育、研究、社会貢献、大学運営等の活動の計画を策定し、及び実施するとともに、その結果を点検・評価した上で、改善計画を策定し、及び実施するものとする。

2 部局等は、自己点検・評価結果及び内部質保証活動について、委員会に報告するものとする。

(外部評価委員会)

第8条 本学に、別に定めるところにより、外部有識者等を構成員とする関東学院大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内部質保証活動及び自己点検・評価の結果について、客観性及び妥当性を確保するとともに、その有効性を高めるため、前項の大学評価委員会に意見を求めるものとする。

(議事録)

第9条 委員会、部会、ワーキング・グループ及び大学評価委員会（以下「委員会等」という。）の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、書記が作成し、事務局が保管する。

3 書記は、議長が指名する。

(事務局)

第10条 委員会等の事務の所管は、大学経営課とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月20日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月16日改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月5日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月27日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月15日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月19日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2013年3月21日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年6月13日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年5月13日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年4月6日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年6月7日から改正施行する。

附 則

この規程は、2018年4月4日から改正施行する。

附 則

この規程は、2018年10月3日から改正施行する。

附 則

この規程は、2019年4月6日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月15日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年6月3日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年10月6日から改正施行し、改正後の第2条の規定は、2021年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2023年2月1日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年6月5日から改正施行し、改正後の第1条の規定は、2024年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2026年2月6日に改正し、同年4月1日から施行する。